

## 日本放送協会放送受信料免除基準の一部変更に対するご意見とNHKの考え方

**実施期間** 2023年4月12日（水） ～ 2023年5月11日（木）

**ご意見の件数** 152件（団体2件、個人150件）

### **提出者**

団体：2件

個人：150件

**寄せられたご意見** 別紙のとおり

寄せられたご意見を踏まえて検討した結果、変更素案からの修正は行いませんでした。

## 【日本放送協会放送受信料免除基準変更素案において、変更案を提示した条項に関するご意見】

### ＜全般に関するご意見＞

ご意見	NHKの考え方
<p>子を持つ親の一人として述べさせていただきます。親元をはなれて暮らされている学生さんにおいては、率直に申しまして、生活費を稼ぐためにアルバイト等の仕事におわれて日々の暮らしが多忙です。自宅でテレビを見る時間はあまりないかと思います。したがって、今回出された素案は適切であり、大いに賛同します。【40代・男性】</p> <p>学生または被扶養者の免除については、賛成です。法律で受信料の納付が決まっているのであれば、公的な意味合いが強いです。その中で、住民税であっても学生などについては、控除があります。私もそうでしたが、自由に使えるお金も少ない学生にとっては困窮する問題だと思います。是非免除するようお願い致します。【20代・男性】</p> <p>学生の受信料免除賛成です！最近物価高、増税が重なりアルバイトと学業を両立させる学生には少しの出費も大変な状況だと思います。学業に集中できるように免除してあげて欲しいです。2児の母としてeテレ、NHK+にお世話になっております。これからも子どもに優しく楽しい番組を楽しみにしております。【20代・女性】</p> <p>大学生を持つ親です。自宅から通えないので、一人暮らしをしています。家賃、光熱費、生活費、通学定期等合わせて毎月10万円仕送りしています。もちろん、授業料も年間60万円程納めています。(私立ではないので少ない方ですが)さらに今年20歳になりましたので、年金保険料も納めました。バイトもしてもらって、足りない分は何かやりくりしてもらっています。子育て世代には手厚い支援があるのに、大学生には全く支援がなく、学生本人、仕送りしている親にとっては厳しくなる一方です。最近テレビを設置していない学生も多いようですが、うちは朝7時、夜7時はニュースの時間と決めて育ててきたのでNHKニュースは欠かせない物となっています。この度の受信料免除は大変ありがたいです。【50代・女性】</p> <p>子どもが、4月から進学のため一人暮らしを始めました。本人は「PC用のモニターのみでいい。テレビは見ないから要らない」と言っていたのですが、災害時の情報入手のためにもチューナー付きモニターを購入し、NHK受信も契約しました。水光熱費も2世帯分必要になる中、ほとんど見る事のないテレビの受信料は半額とは言え正直痛い出費ですが、背に腹は代えられません。わが家の場合、そういう状況なので、被扶養者である学生の受信料免除、たいへんありがたいです【50代・女性】</p> <p>(類似するご意見：43件)</p>	賛同のご意見として承ります。

<p>全面的に反対です。その理由1つ、2018年に学生など免除を始めたときに、「公平性のために免除対象は限定します」と、これ以上は対象を広げない趣旨を言っていたのに、これでは約束が違います。こうしてまた数年おきに徐々に対象を広げ、最終的には子供は免除と持っていきたい意図は明白です。【40代・女性】</p>	<p>受信料の免除制度は、他の視聴者のみなさまの負担により成り立つものであることから、限定的に運用することが必要であると考えており、この方針に変わりはありません。</p> <p>NHKでは2019年2月から、親元等から離れて暮らす学生のうち、親元等が市町村民税非課税の世帯の学生または受給条件として経済要件を課している奨学金を受給している学生等について、経済的に厳しい状況にあると考えられるため、全額免除の対象としています。</p> <p>しかしながら、新型コロナウイルスの感染拡大による社会経済への影響の長期化に加え、世界規模での物価高騰の影響など、学生本人だけでなく親元等を取り巻く経済状況はますます厳しくなっていると考えられるため、外部の有識者で構成されるNHK受信料制度等検討委員会の答申も踏まえ、「社会保険制度において被扶養者となっている学生」や、「被扶養者となっている学生と同等の収入水準にある学生」についても、全額免除の対象に加えたいと考えています。</p>
<p>すでにある受信料免除基準では広く公平に受信料の負担をするために、その免除対象者は公共施設と障害者を除けばおおむね生活保護受給者に限られます。しかし説明資料に記載されている追加の対象学生について、いずれも「経済的に厳しい状況にあると考えられるため」とありますが、基本的な考え方に挙げられている物価高騰等は何も学生だけに限った話ではなく、学生という年間100万円以上かかる身分を持たない者であっても、所得税や住民税が課税されない又は国民年金保険料の全額免除を受けている世帯もあるのに、今までの奨学生・授業料免除や生活保護を受けている部分だけならまだしも、「経済苦」を理由にする学生だけの制度をここまで広げるには理由がなく説得力に欠けます。そもそも高等教育に進学する高校生は8割程度でみんなが学生になるわけでもなく、障害病気だけでなく経済的理由でも、奨学金制度は学資金の全額を賄えるわけではないためそれを使っても進学できない人はいり、そういう方たちもまた「多様で信頼できる情報を取得したい」と思っているはずなのに、この新しい免除基準を学生特に正科生に限って政策的に広く設けるには、それがどうしても学生でなければならぬ理由が欲しいところです。【20代・男性】</p>	<p>受信料の免除制度は、NHKの放送の普及という使命に照らして、教育的な見地や社会福祉の見地等に立脚しながら運用しています。</p> <p>学生については、学業に関する支出が必要であることや、一般的に本人の所得が限られること、受信契約が同一生計における2以上の負担となっている場合が多いことといった特有の経済的な事由があると考えています。</p> <p>さらに、経済的に厳しい状況に置かれた学生に対して一定の措置を講じることは法律に規定されている例もあること、学生に対する負担軽減の措置は社会的にも広く行われていることを踏まえれば、同一世代内および世代間の公平性を損なうものではないと考えています。</p> <p>そのうえで、今回の学生を対象とする免除の拡大は、テレビ設置の負担を軽減することで、メディア環境が大きく変化する中において多様で信頼できる情報を取得したいと考える学生の一助となるものと考えています。</p>

<p>住民票を移していない一人暮らしの学生はどうなるのでしょうか？ 地元での成人式参加の為、住民票は実家のままにしている学生は多くいます。賃貸契約も親名義となっているケースがほとんどだと思います。【個人】</p>	<p>住民票を移されていない場合の免除申請にあたっては、「学生証」の写しに加え、「被用者健康保険の保険証（被扶養者であることがわかるもの）」の写しや、「国民年金保険料学生納付特例の承認通知書」の写し、「市町村民税非課税（課税）証明書」等、住民票の住所に関わらず取得できるものを証明書としてご提出いただきたいと思います。免除を申請する住所と証明書に記載の住所が相違している場合は、ご事情等を伺いながら丁寧に対応してまいりたいと考えています。</p>
<p>全ての学生に対して、受信料は免除すべきだと考える。【40代・男性】</p> <p>（類似するご意見：5件）</p>	<p>受信料の免除制度は、他の視聴者のみなさまの負担により成り立つものであることから、限定的に運用することが必要であり、免除の拡大については慎重に検討すべきものと考えています。</p> <p>そのため、NHKとしては一部の高額所得の学生は免除の対象外とし、親元等から離れて暮らす学生のうち、経済的に厳しい状況にあると考えられる被扶養の学生等を免除の対象とすることが適当だと考えています。</p>
<p>せめて母子家庭、父子家庭は年収に応じて減額してもらうとかなり助かります。物価高騰のなか身内が苦しい思いをしています。【50代・女性】</p> <p>ひとり親家庭にも、受信料免除の配慮をお願いします。NHKさんの受信料で放送が成り立っていると言う事は承知していますが、家計の負担になっている事は間違いありません。何卒、検討よろしくお願い致します。</p> <p>【30代・女性】</p> <p>ひとり親で正規雇用では無い場合、児童扶養手当の確認で免除にしてもらいたい。250万円は最低賃金が1000円を超えた時点で週三日勤務でいとも簡単に乗り越えてしまい途端に生活が圧迫されてしまう。必要な情報を確保したいし、子供達にもEテレの健やかな番組を享受させたいです。宜しくお願いします。【50代・個人】</p> <p>（類似するご意見：8件）</p>	<p>受信料の免除制度は、他の視聴者のみなさまの負担により成り立つものであることから、限定的に運用することが必要であり、免除の拡大については慎重に検討すべきものと考えています。</p> <p>ひとり親家庭であっても経済的な状況はそれぞれ異なることから、ひとり親家庭というだけで一律に受信料を免除とすることは、免除制度の基本的な考え方にはそぐわないと考えています。</p>

<p>物価高の中、生活が苦しいと考えられる人から受信料を一時的に免除するのが良いと思う。そして、今の苦しい状況が落ち着いたら、再び受信料を徴収すれば良い。理由としては、現在生活が苦しいと感じている人が多いこと、それによりテレビを手放す人が増えると考えられる。そうすれば長期的に見ても受信料の徴収が減ってしまう。それよりも、数ヶ月または、数年間、生活が苦しい人に対して免除して、この状況が落ち着く(具体的には、賃上げが大きくされる時や、ウクライナ侵攻が収まる時)時にまた再び受信料を払う制度に戻せば良い、と私は考える。【20代・女性】</p> <p>(類似するご意見：6件)</p>	<p>受信料の免除制度は、他の視聴者のみなさまの負担により成り立つものであることから、限定的に運用することが必要であると考えています。</p> <p>そのため、免除の拡大については真に免除が必要な方に対して、中長期的な事業計画や収支の見通しを踏まえたうえで、慎重に検討することが必要であると考えています。</p>
<p>平等と公平という観点から 全額免除の申請による個人情報の収集には賛同しませんが、それぞれの所得水準により受信料の免除減免がある事は必要であると考えますよ【株式会社土地松】</p>	<p>NHKでは、個人情報の取り扱いについて、個人情報保護法やその他の法令およびガイドライン等を順守し、適切に取り扱っています。</p> <p>受信料の免除のお手続きをいただく際には個人情報の利用目的を明示し、その利用目的の範囲内で適切に取り扱うとともに、公表している「NHK個人情報保護規程」等に基づき個人情報の適切な管理に努めてまいります。</p>

受信料免除基準の対象について、ひとり親家庭や学生に限らず全ての市町村税非課税世帯まで拡大できないのでしょうか？ 生活に大変であり貴会の放送による教育や福祉の情報が不可欠であるからです。【個人】

学生も大変かもしれないがそれよりも年金非課税者にも免除あるいは減額にしてほしい【70代以上・女性】

被扶養者の学生に対する免除は大賛成ですが、非課税世帯への対応も考えて頂きたいです。物価が高騰しても年金(わずかな)の増額はあります。かつかつの経済状態です。【60代・女性】

一部の学生の受信料を無償化するのであれば、非課税世帯の高齢者の受信料を無償化することを検討いただきたい。高齢者はテレビがたのしみだが、非課税世帯においては受信料の負担は少なく無い。【50代・男性】

被扶養者の学生に対する免除は大賛成ですが、非課税世帯への対応も考えて頂きたいです。物価が高騰しても年金(わずかな)の増額はあります。かつかつの経済状態です。【70代以上・男性】

(類似するご意見：6件)

NHKでは、公的扶助を受給されている方や、障害者手帳をお持ちの方がいる世帯で市町村民税が非課税の場合、受信料を全額免除としています。これにより、非課税世帯のうち、すでに約200万世帯の受信料を全額免除しています。

仮に、そうした要件を外し、全世帯のおよそ1/4を占める非課税世帯すべてを免除とした場合、協会の財政に与える影響が極めて大きく、結果として非課税世帯以外の視聴者のみなさまの負担増につながるおそれがあります。

また、受信料の免除制度は、他の視聴者のみなさまの負担により成り立つものであることから、限定的に運用することが必要であるという基本的な考え方と照らしても、免除の拡大については慎重に検討すべきものと考えています。

NHKにおいて今回の「学生を対象とする免除の拡大」は当然のことであり、いささか遅いように思う。【60代・男性】

被扶養者の学生、それと同等水準の収入の学生（世帯主の学生という事ですね？）は、放送受信料は免除、いいと思います！むしろ、何故今迄そうでなかったのかも思います。【50代・女性】

（類似するご意見：2件）

受信料の免除の拡大については、真に免除が必要な方に対して、中長期的な事業計画や収支の見通しを踏まえたうえで、慎重に検討することが必要であると考えています。

今回の学生を対象とする免除の拡大については、新型コロナウイルスの感染拡大による社会経済への影響の長期化に加え、世界規模での物価高騰の影響など、学生本人だけでなく親元等を取り巻く経済状況はますます厳しくなっていると考えられるため、2023年1月に修正したNHK経営計画（2021－2023年度）のとおり、構造改革や経営努力の成果を視聴者のみなさまへ還元するための受信料の値下げとあわせて、2023年10月から実施したいと考えています。

NHK 受信料について 最近、高齢の両親が施設に入りました。母は特別養護老人ホーム、父は介護付き有料高齢者住宅(アパートの一室を借りるに同様)。95歳の父のその部屋にテレビを設置してあげたいのですが、各部屋に受信料が発生します。月々の施設料(20万越え)に加え、受信料の支払いが発生する為、母の入居料もあわせ家計にとっても負担になります。父はそれを気遣ってか、テレビは要らないと言いますが、耳は全く聴こえず、更に今や寝たきりとなり、することもなく、このままでは認知症まっしぐらです(悲)。父は、自宅にいた時、四六時中NHKとBSを字幕で観て楽しんでいました。植物が大好きで庭は花や木々でいっぱいでした。是非、"らんまん"も観せてあげたい。学生だけではなく、このような経済的に弱い立場の高齢者には、受信料の免除、または割引などの配慮をしていただいただけませんか。残り少ない余生を豊かなものにさせてあげたいと思います。我が家のような介護問題を抱えるご家庭も全国にはたくさんいらっしゃるはずです。受信料免除または割引制度について検討していただけると幸いです。

【50代・女性】

物価の高騰などで困っているのは学生だけではなくありません。年金で生活している高齢者も困っています。高齢者の受信料についても免除や減額を検討していただきたいです。【60代・女性】

年金だけでは生活出来ずに高齢にも関わらず働らかなければならない高齢者もいるのだからまずはそこから見直すべき。【30代・女性】

年金生活者も受信料免除してほしい。昨今の物価高で年金生活者の生活は逼迫しています。せめて減額して欲しいです。【50代・女性】

(類似するご意見：3件)

受信料の免除制度は、他の視聴者のみなさまの負担により成り立つものであることから、限定的に運用することが必要であり、免除の拡大については慎重に検討すべきものと考えています。高齢者や年金生活者であっても経済的な状況はそれぞれ異なることから、高齢者や年金生活者というだけで一律に免除とすることは、免除制度の基本的な考え方にはそぐわないと考えています。



<p>これらの変更には問題点もあります。まず、免除した分の受信料はどこから補填されるのかという問題です。NHKは、これまでも免除分は既存の受信料負担者から徴収することで賄ってきましたが、今回の変更で免除対象者が増えれば、その分だけ負担者から徴収する金額が増えることになります。これは、負担者にとって不公平であり納得できないことです。NHKは、負担者への説明責任を果たすべきです。【40代・男性】</p>	<p>今回の学生を対象とした免除の拡大は、NHKの構造改革による支出削減に加えて、経営努力によって生み出した財政安定のための繰越金をもとに、視聴者のみなさまの負担を増やすことなく、受信料の値下げとともに実施したいと考えています。</p> <p>公平負担と受信料制度の理解促進に取り組み、受信料収入の確保に努めるとともに、将来的な支出規模の縮減を見据えた構造改革を一層進めてまいります。</p>
<p>学生の免除拡大は賛成、早急に実施してもらいたい。8月に年一括払いをしているが、今年度分は支払った後にでも半年分の返還はしてほしい。【50代・男性】</p> <p>(類似するご意見：1件)</p>	<p>免除が適用された場合に、すでに支払われた受信料に過払額があるときは、ご返金をいたします。</p>

## <施行期日に関するご意見>

ご意見	NHKの考え方
<p>今回の免除基準の変更案の内容に賛成しますが、開始時期を早めるべきだと考えます。2019年に、ひとり暮らしで、奨学金受給している学生向けの免除は、2月中に行われたと思います。10月から始めるのではなく、もっと早い時期から始めるべきです。【20代・男性】</p> <p>できることなら、少しでも時期を前倒して実施していただきたいと思います。【50代・女性】</p> <p>早速実施して頂きたい。【40代・男性】</p> <p>(類似する意見：2件)</p>	<p>学生を対象とする免除の拡大にあたり、免除基準の一部変更についての総務大臣認可を得るなど、法定の手続きを経たうえで実施することとなります。</p> <p>また、現在、受信料をお支払いいただいている学生の方々に対して十分な周知を行うとともに、免除基準の変更に合わせたシステム改修やホームページ上の免除申請の受付窓口を整備する予定です。こうした手続きや準備にかかる期間を考慮し、2023年10月から実施したいと考えています。</p>

## <別表 4 に関するご意見>

ご意見	NHKの考え方
<p>学生及び学生と同等の収入基準の人の免除について 大学生を3人抱え、それぞれ一人暮らし中のため、この法案が可決されるととてもありがたいです。【40代・女性】</p>	<p>賛同のご意見として承ります。</p>
<p>扶養に入っている学生の受信料免除について、賛成です【20代・女性】</p> <p>扶養下にある学生の受信料免除には賛成です【50代・個人】</p> <p>社会保険の被扶養者である学生の受信料免除に賛成します。昨今の物価高騰に、親だけでなく、学生である子ども自身も困っています。受信料不払い者への厳格な対応をしていただき、免除が必要な者には迅速に手を差し伸べる、今回の処置について大いに評価したいです。【60代・男性】</p> <p>(類似する意見：1件)</p>	<p>賛同のご意見として承ります。</p>
<p>国民健康保険、だけでなく、他の健康保険組合も対象にして良いと思いました【40代・女性】</p>	<p>「国民健康保険」以外の、各企業の健康保険組合等により運営される「被用者保険」についても対象となります。</p>
<p>親元を離れて就学する学生を免除対象とした点については評価できますが 範囲を年収130万という扶養者控除とした内と所得条項を設けた点について反対です。【40代・男性】</p> <p>130万円の収入制限は反対です。そもそも扶養対象所得制限が見直されようとする中、もう古い基準。【50代・男性】</p>	<p>受信料の免除制度は、他の視聴者のみなさまの負担により成り立つものであることから、限定的に運用することが必要であると考えています。そのため、すべての学生を無条件に対象とするのではなく、経済的に厳しい状況に置かれた学生に限定するため、免除事由の一つに年間収入に130万円以下という一定の水準を設けることとしました。これは、社会保険制度において被扶養者となる収入水準は年間収入が130万円未満であり、基本的に所得税が課税されない収入水準と同水準であることから、所得税が課税されない学生は一般に稼働能力がなく、経済的に厳しい状況にあると考えられるためです。</p>

<p>年収基準ももう少し高い金額にした方が良いと思います。（45年以上前に私が学生だった頃、アルバイトをして自分の学費と生活費を稼ぐだけではなく、自宅に仕送りしている学生がいました。彼のことを思うと、自分の生活費だけを稼いでいる学生だけではなく、自宅に仕送りする学生のことも考え、「年間 130 万円以下」ではなく、「年間 240 万円以下」にしても良いと思います。（240 万円の根拠は、月額 20 万円×12 か月です。）【60 代・男性】</p> <p>NHK が公共性を本旨とするのであれば学生は勿論のこと、地上波放送(インターネット)の受信料は、世帯収入が 300 万円以下の世帯も対象にすべきである。【60 代・男性】</p>	<p>社会保険制度において被扶養者となる収入水準は年間収入が 130 万円未満であり、基本的に所得税が課税されない収入水準と同水準であることから、所得税が課税されない学生は一般に稼得能力がなく、経済的に厳しい状況にあると考えられるため、妥当な水準であると考えています。</p> <p>ただし、奨学金を受給しながら生活費として年間 130 万円を超えて稼得している場合や、公的扶助を受給している同一生計の親元に仕送りをするために年間 130 万円を超えて稼得している学生についても免除の対象になるため、年間収入が一定額以下の要件に該当しない場合であっても、免除の対象になる場合もあります。</p>
<p>年収 130 万円以下の学生とあるが、年収 130 万円以下の世帯主に対して全額免除すべき。家族がある場合は世帯総収入とすべき。一人暮らしの学生は世帯総収入から除外すべき。【60 代・男性】</p> <p>学生だけではなく、社会人（住民税非課税世帯）年収 130 万にも適応してほしい母子家庭、（障害者などを含む）高所得層から徴収額を増額させるべきだと思う【30 代・男性】</p>	<p>受信料の免除制度は、他の視聴者のみなさまの負担により成り立つものであることから、限定的に運用することが必要であると考えています。</p> <p>また、受信料の免除は、NHK の放送の普及という使命に照らして、教育的な見地や社会福祉的な見地等に立脚しながら運用しています。</p> <p>学生については、学業に関する支出が必要であることや、一般的に本人の所得が限られること、受信契約が同一生計における 2 以上の負担となっている場合が多いことといった特有の経済的な事由があると考えています。</p> <p>さらに、学生に対する負担軽減の措置は社会的にも広く受容されていること、経済的に厳しい状況に置かれた学生に対して一定の措置を講じることが法律に規定されている例もあることを踏まえれば、同一世代内および世代間の公平性を損なうものではないと考えています。</p>
<p>別表 4 について 若者のテレビ離れを防ぐ目的からすれば、「学生」ではなく「若者」としたらどうでしょうか。また、収入により対象となる人ならない人を分けるのではなく、年齢で区切る方が合理的で事務量も少なく良いと思います。例えば、25 歳以下は収入に関わらず、また学生であるかどうかに関わらず免除としたらどうでしょうか。そうすれば、在籍証明も収入証明も不要です。受信料徴収事務の委託料を大きく増やす必要はなくなります。テレビ文化を守るという目的であれば若者以外からの賛同も得られやすいと思います。【50 代・男性】</p> <p>(類似する意見：1 件)</p>	<p>受信料の免除制度は、他の視聴者のみなさまの負担により成り立つものであることから、限定的に運用することが必要であり、免除の拡大については慎重に検討すべきものと考えています。</p> <p>例えば 25 歳以下の若者であっても、経済的な状況はそれぞれ異なることから、年齢によって一律に免除とすることは、免除制度の基本的な考え方にはそぐわないと考えています。</p>

被扶養者である学生の受信料を免除するというのは不公平と考えます。私自身、数年前まで学生で一人暮らしをしており、被扶養者でありました。学費等を支払う必要があり苦しい生活ではありましたが、毎晩のようにNHKが受信料徴収のために下宿へ訪問されたことから受信料を払っておりました。学生になる時代によって受信料の支払い義務が生じたり生じなかったりするというのは不公平に思いますし、苦しい中受信料を払ってきた身からすると容認し難いものがあります。【20代・男性】

扶養家族の学生ならびに同等の学生からの受信料徴収に反対します。【50代・男性】

学生を対象とした免除については、親元等から離れて暮らす学生のうち、親元等が市町村民税非課税の世帯の学生または受給条件として経済要件を課している奨学金を受給している学生等について、経済的に厳しい状況にあると考えられるため、2019年2月より全額免除の対象としました。しかしながら、新型コロナウイルスの感染拡大による社会経済への影響の長期化に加え、世界規模での物価高騰の影響など、学生本人だけでなく親元等を取り巻く経済状況はますます厳しくなっていると考えられます。こうした状況を踏まえ、親元等から離れて暮らす学生のうち、「社会保険制度において被扶養者となっている学生」や、「被扶養者となっている学生と同等の収入水準にある学生」についても、今回、全額免除の対象に加えたいと考えています。

## 【日本放送協会放送受信料免除基準全体に関するご意見】

ご意見	NHKの考え方
<p>今回は学生が対象なんです、単身赴任も工場が県外に移転し仕方ない状況です、単身赴任に対する費用負担も会社の規模で大きく異なります、帰省手当も月2回、単身赴任手当も十分ではなく毎月赤字、実質給料減を強いられています。単身赴任者半額も理解出来ますが、減免をご検討いただけませんか？【50代・男性】</p>	<p>受信料の免除制度は、他の視聴者のみなさまの負担により成り立つものであることから、限定的に運用することが必要であり、免除の拡大については慎重に検討すべきものと考えています。</p> <p>そのため、就業している単身赴任の方を一律に免除とすることは、免除制度の基本的な考え方にはそぐわないと考えています。</p>
<p>障害者手帳を持つ当事者として、受信料の免除の基準があまりにも厳しすぎるを感じる。現在の障害者に対する受信料の免除措置は、全額免除が（４）の住民税非課税の世帯主の障害者、半額免除が（１）の聴覚や視覚障害の世帯主、（２）の別表５にある重度知的障害者・身体障害者手帳の１・２級と精神障害の１級の、いずれも障害者が世帯主だけで、子供や配偶者などの障害者が同居していても減免措置がないのは、博物館や動物園、交通機関など他の公共機関と比較してもあまりにも厳しすぎる。私自身も住民税非課税の世帯主の障害者に該当するにもかかわらず、同居の母親が説明してもNHKから請求書が送りつけられ、地元の消費生活センターに苦情を持ち込んで受信料免除になった状態であり、これではやたら受信料を取り立てる「国営放送」と言われても当然のことに思う。他の公共機関に準じて、障害者について、同居する子供や配偶者が世帯にいないケースにも受信料免除を拡大できないのか。また、身体障害が１・２級、精神障害が１級だけが対象というのも、他の公共機関に比べても範囲が狭すぎる。他の公共機関と同様に障害者手帳の交付者全員に拡大していただきたい。【60代・男性】</p>	<p>NHKではこれまで、より公平で合理的な受信料体系の構築に向けて、外部の有識者で構成されるNHK受信料制度等検討委員会の知見や社会経済状況を踏まえつつ検討してまいりました。</p> <p>障害者の方を対象とする免除については、法改正により障害者の範囲が拡大されてきた経緯等を踏まえ、障害の種類により異なる取り扱いを見直す観点から、2008年10月に総務大臣の認可を得て、免除の適用範囲の拡大を行っています。</p> <p>免除のあり方については、免除制度が他の視聴者のみなさまの負担により成り立つことを踏まえつつ、今後とも、より公平で合理的な受信料体系の構築を目指していきたいと考えています。</p>

<p>出来るだけ免除申請を簡単にして欲しい。マイナンバーカードや学生証で簡単な手続きをして欲しい。【50代・男性】</p>	<p>今回の免除対象の拡大にあたり、免除申請においては、「学生証」の写しに加え、「被用者健康保険の保険証（被扶養者であることがわかるもの）」の写しや、「国民年金保険料学生納付特例の承認通知書」の写し、「国民健康保険遠隔地被保険者証（マル学）」の写しにより、大多数の学生の方にとって簡便に証明書を提出いただけたと考えています。</p> <p>これらの他、自治体の窓口や、マイナンバーカードをお持ちの場合はコンビニエンスストアでも取得が可能な「市町村民税非課税（課税）証明書」もご利用いただけたと考えています。</p>
<p>県外に生計を同一にする大学生のこどもがいます。昨年まで奨学金をを貸与してもらっていました（借金です）。学生アパートなどの手続きの際に管理会社から水道ガスなどの光熱費関係と一緒にNHKの受信料の書類を渡され、「家族割」の説明は載っていましたが、「奨学生の受信料免除」の説明書きは無かったと思います。私が、そのことを知ったのは、●●●のことが話題になり●●●に書き込みがあったからです。つい最近です。いつから免除の制度があったのでしょうか…騙すな誤魔化せという対応をとられていたようでガッカリです。若者の貧困などを取り上げていращやるのだから、そういった弱者向けの情報は番組内で扱って欲しいです。【50代・女性】</p>	<p>NHKでは2019年2月から親元などから離れて暮らす学生のうち、経済的理由の選考基準がある奨学金を受給するなどの状況にある学生等を全額免除の対象にしています。当時は2018年12月から事前受付を開始し、放送やNHKのホームページなど様々な媒体を通じ広く周知を行っていたところです。</p> <p>今回の学生を対象とした免除の拡大にあたっては、2023年4月からNHKのホームページに事前の案内サイトをオープンしました。今後は大学生協、不動産会社等とも連携し、学生のみなさまへの対応時に新たな免除制度やお手続きをご案内するチラシを手交していただくなど、広く周知を行いたいと考えています。</p> <p>また、今年10月を待たずに準備が整い次第、NHKのホームページで事前受付を開始し、学生の受信契約者本人や親元に対して、個別に新たな免除制度やお手続きをご案内するダイレクトメールをお送りするなど、必要な方に周知が十分に行き届くよう努めてまいります。</p>

## 【NHK全般に関するご意見】

ご意見	NHKの考え方
視聴者対応に関するご意見	今後の計画・運営等において考慮していただきます。
NHKの改革や、あるべき姿に関するご意見	今後の計画・運営等において考慮していただきます。
NHKの存在意義に関するご意見	今後の計画・運営等において考慮していただきます。
受信料（水準含む）に関するご意見	今後の計画・運営等において考慮していただきます。
スクランブル放送・受信料制度の在り方に関するご意見	今後の計画・運営等において考慮していただきます。
放送番組など広く番組内容や編集に関するご意見	今後の計画・運営等において考慮していただきます。

## 【意見募集に関するご意見】

ご意見	NHKの考え方
テレビで募集を知ったが、意見募集サイトが分かりにくい。【60代・男性】	テレビ及びラジオにより意見募集について放送するとともに、NHKオンライン及び経営委員会のホームページに掲載しています。

※「ご意見」は、いただいた原文のとおり抜粋して記載。